

2019年3月8日

## 株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

**株 式 会 社 A L B E R T**

代表取締役社長兼CEO 松本 壮志

### 第14回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後7時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- |      |   |                                                                                |
|------|---|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2019年3月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）                                             |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号 ヒルトン東京3階<br>（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。） |

#### 3. 目 的 事 項

**報告事項** 第14期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

##### 決議事項

- |              |                                        |
|--------------|----------------------------------------|
| <b>第1号議案</b> | 定款一部変更の件                               |
| <b>第2号議案</b> | 取締役5名選任の件                              |
| <b>第3号議案</b> | 監査役1名選任の件                              |
| <b>第4号議案</b> | 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件                    |
| <b>第5号議案</b> | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、委任された株主様の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.albert2005.co.jp/>) に掲載させていただきます。

また、「第14回 定時株主総会招集ご通知」より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

( 添付書類 )

## 事業報告

〔 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで 〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社を取り巻く市場環境においては、自動運転技術をはじめとし、ドローン、IoT（モノのインターネット）、Fintech等、各分野での技術開発が加速していることを背景に、AI（人工知能）を活用した「ビッグデータソリューション」の需要が拡大しております。ビジネス・アナリティクス市場規模は年平均13.6%で成長している（出所：株式会社ミック経済研究所）一方、それを支えるデータサイエンティストは90%以上が不足していると考えており、その数は27,000人以上と推計されています（出所：日経 xTECH）。また、金融業、情報通信業、製造業におけるAI導入検討数の増加が見込まれております（出所：株式会社MM総研）。

このような環境の中、当社は「分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する」ことを経営理念とし、AIのシステム実装を視野に入れた産業・企業の開発パートナーとして、「ビッグデータ分析」「AIアルゴリズム開発」「システム実装」等のソリューションを提供し、併せて、AIを搭載した汎用的な自社プロダクトの提供を行っております。また、各産業でデータサイエンティスト不足が顕在化する中、データサイエンティストの育成に取り組んでおります。

当事業年度において、当社は、2018年1月より経営戦略の変更を行い、体制の改編、ケーパビリティの確保、重点産業・顧客のスコープから成る「基本戦略」を遂行し、2018年7月からは「基本戦略」を包含し進化させた「CATALYST（触媒）戦略」を推進しております。自社プロダクトの研究開発にかかる人員配置の見直しを行い、また、データサイエンティストの人員拡充を図り、受注体制を強化し、同時に、自動車、製造、通信・流通、金融を当社における重点産業と位置付け、これらの主要顧客との取引深耕を図っております。これらの結果、主要プロジェクトの受注が好調に推移すると同時に受注案件が大型化傾向にあり、売上高は堅調に推移しました。また、データサイエンティストの人員確保に継続的に取り組み、将来にわたる人員増加やセキュリティ強化に備えた本社移転（2019年1月に実施）の準備を進める等し、一時的なものを含め費用が増加しましたが、売上高の増加がそれを吸収し、利益は黒字となりました。2019年12月期は継続して「基本戦略」及び「CATALYST（触媒）戦略」を遂行することで業容拡大を計画しており、2018年12月期における繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を計上することとし、それにより法人税等調整額がマイナスとなり、当期純利益は前期比大幅に伸長しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,630,775千円（前事業年度比87.0%増）、営業利益は201,131千円（前事業年度は営業損失161,027千円）、経常利益は199,270千円（前事業年度は経常損失158,133千円）、当期純利益は248,100千円（前事業年度は当期純損失172,977千円）となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしていません。

当事業年度における主な取り組みは以下のとおりであります。

(a) 「基本戦略」の推進

2018年1月より遂行している、体制の改編、ケーパビリティの確保、重点産業・顧客のスコープから成る「基本戦略」が奏功しております。体制の改編においては、内部稼働率が75%前後まで上がり、アライアンス効果も含めデータサイエンティストは150名を超える等ケーパビリティの確保も進展しております。また、AI実装を視野に入れた投資が見込まれる自動車、製造、通信・流通、金融を当社における重点産業とし、中長期的な取引規模の拡大を図っております。

「基本戦略」の遂行においては一定の成果が出ており、継続的に組織への浸透、定着を図ってまいります。

(b) 「CATALYST（触媒）戦略」の推進

「基本戦略」が奏功していることを背景に、2018年7月からは「基本戦略」を包含し進化させた「CATALYST（触媒）戦略」を推進しております。当社が重点産業におけるAIアルゴリズム開発・ビッグデータ分析を通じた触媒機能となり、産業間のAI・データシェアリングを促進することで、早期のAIネットワーク化社会の実現に向けて取り組んでおります。

その中で、当社は、トヨタ自動車株式会社、東京海上日動火災保険株式会社それぞれと資本業務提携し、これら2社とToyota Research Institute-Advanced Development, Inc.の3社間での高度な自動運転の実現に向けた業務提携に対し、技術支援を行っております。また、KDDI株式会社と資本業務提携し、「CATALYST（触媒）戦略」の展開においてKDDIグループとの連携も活用します。

このように「CATALYST（触媒）戦略」はその端緒に付いております。今後は、新たなCATALYSTテーマの形成、「CATALYST（触媒）戦略」を通じた独自ソリューションの開発、各CATALYSTの中での共同開発プロダクトの取り組み等、更なる展開を図ってまいります。

## (2) 設備投資の状況

2019年1月に実施した本社移転に伴う有形固定資産の取得として、当事業年度中に110,062千円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

2018年5月にトヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当の方法による新株式の発行により、399,760千円を調達いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                               | 第11期<br>2015年12月期 | 第12期<br>2016年12月期 | 第13期<br>2017年12月期 | 第14期<br>2018年12月期<br>(当事業年度) |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高 (千円)                          | 959,315           | 812,833           | 872,283           | 1,630,775                    |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円)                | △43,500           | △121,029          | △158,133          | 199,270                      |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)              | △185,370          | △279,345          | △172,977          | 248,100                      |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | △90.48            | △128.33           | △71.30            | 88.33                        |
| 総資産 (千円)                          | 973,170           | 3,152,521         | 3,015,074         | 3,779,181                    |
| 純資産 (千円)                          | 857,420           | 823,995           | 843,585           | 2,047,090                    |
| 1株当たり純資産額 (円)                     | 394.85            | 345.66            | 325.52            | 627.37                       |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (9) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

### ① 黒字化の定着と利益率の向上

当事業年度は、「基本戦略」及び「CATALYST（触媒）戦略」を推進した結果、人員拡充にかかる採用コストや人件費の増加、本社移転にかかる費用等の増加を吸収し、黒字化を達成しました。当社は、引き続き「基本戦略」と「CATALYST（触媒）戦略」を推進していくことで黒字化を定着させ、更に適切なコストコントロールを通じ、利益率の向上を図っていく考えであります。

### ② プロジェクト管理とサービス品質の向上

業容拡大に伴い、受注案件が大型化・長期化の傾向にあり、業務推進体制がより複雑化しています。このような状況のもと、当社は各案件の作業工数をより正確かつリアルタイムで把握出来るように工程管理を強化していくことが重要であると考えております。また、当社に対するクライアントからの期待が高まっており、サービス品質の向上にも継続的に取り組む必要があると考えております。

### ③ 情報セキュリティ体制の強化

当社の保持する開発技術に対する需要の高まりに合わせ、当社が分析するビッグデータの量は拡大しております。また、当社が取り組む案件は高度化・複雑化してきております。そのような中、当社がクライアントとの信頼関係を継続して築き、安定してサービスを提供していくため、情報セキュリティ体制の整備・強化を継続的に行っていくことが重要と考えております。

### ④ 内部統制の整備

当社は、安定したサービス提供を維持するとともに持続的に成長していくため、内部統制の整備、強化に継続して取り組んでいく必要があると考えております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるようにコンプライアンス体制の強化を含め、内部統制の整備、強化、見直しを継続して行っており、まいります。

#### ⑤ 人材の採用・育成

当社は、事業成長のために優秀な人材確保と継続的な人材育成が不可欠であると認識しております。特にデータサイエンティストの不足が社会的に顕在化している中、優秀なデータサイエンティストの獲得・定着に継続的に取り組む必要があると認識しております。また、個々人の力を最大限に引き出し、それを組織力に変えていくことが企業価値向上に繋がると考えております。

#### ⑥ 先進技術の習得

世界規模でAIが産業発展に必要不可欠になり、その開発が進む中、AIの技術革新に向けた研究が進んでおります。また、各産業におけるAI導入に対する需要が高まっており、当社に対する要求も複雑化・高度化してきております。当社は、クライアントニーズに沿ったサービス提供を継続的に行っていくため、常に先進技術の習得に取り組んでいく必要があると考えております。

#### ⑦ 非連続成長に向けた因子の確保

当社は、現在、主にクライアントにおける実装を視野に入れたAI開発プロジェクトに注力しておりますが、その中で、汎用的な自社プロダクトの開発または共同プロダクトの開発が発生してくると考えております。それらを開発・展開することで、ライセンスフィー等によるストック性の高い収益形成を視野に入れ、非連続成長に向けた因子を確保していく考えであります。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (11) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

| 事業区分         | 事業内容                                                                                                                                      |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| データソリューション事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト型サービス（ビッグデータ分析、AIアルゴリズムの開発、AIシステム実装等）</li><li>・自社プロダクトの提供</li><li>・データサイエンティスト育成支援</li></ul> |

(12) 主要な営業所 (2018年12月31日現在)

| 名 称 | 所 在 地             |
|-----|-------------------|
| 本社  | 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 |

(注) 2019年1月15日付で東京都新宿区北新宿二丁目21番1号に本社移転しております。

(13) 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 100名 | 12名増      | 34.7歳 | 2.3年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおり、臨時使用人は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2018年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 9,500,000株

(2) 発行済株式の総数 3,258,500株 (自己株式60株を含む。)

(注) 発行済株式の総数は、当事業年度において、第三者割当増資により165,800株、新株予約権の行使により507,450株増加しております。

(3) 株主数 4,702名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                          | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|--------------------------------|-----------|---------|
| ウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合 | 651,500 株 | 20.0 %  |
| A & T 投資事業有限責任組合               | 263,900   | 8.1     |
| 上村 崇                           | 221,800   | 6.8     |
| トヨタ自動車株式会社                     | 165,800   | 5.1     |
| KDDI 株式会社                      | 97,700    | 3.0     |
| デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社      | 95,500    | 2.9     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社           | 68,600    | 2.1     |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社               | 61,700    | 1.9     |
| 東京海上日動火災保険株式会社                 | 46,800    | 1.4     |
| 本多 智洋                          | 40,000    | 1.2     |

(注) 持株比率は自己株式 (60株) を控除して計算しております。



### 3. 新株予約権等の状況（2018年12月31日現在）

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

|                        | 第13回新株予約権                          | 第14回新株予約権                           |
|------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2016年 1 月29日                       | 2018年 2 月14日                        |
| 保有者数                   | 取締役（社外取締役除く）<br>1 名                | 取締役（社外取締役除く）<br>1 名                 |
| 新株予約権の数                | 16個                                | 870個                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 1,600株<br>(新株予約権 1 個につき100株)  | 普通株式 87,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)  |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権 1 個当たり<br>1,200円             | 新株予約権 1 個当たり<br>1,500円              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1 株当たり1,715円                       | 1 株当たり1,609円                        |
| 権利行使期間                 | 2018年 4 月 1 日から<br>2024年 2 月18日 まで | 2021年 4 月 1 日から<br>2023年 3 月 1 日 まで |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注) 1                              | (注) 2                               |

(注) 1. 第13回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2016年12月期から2021年12月期までのいずれか連続する2期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益の累計額が5億円を超過した場合、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 第14回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2018年12月期から2020年12月期までの3事業年度における営業利益の額が次の各号に掲げる条件を全て満たしている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 2018年12月期の営業利益が0百万円を超過していること
  - (b) 2019年12月期の営業利益が50百万円を超過していること
  - (c) 2020年12月期の営業利益が150百万円を超過していること

ただし、上記の条件における営業利益の判定については、有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                    | 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債           |
|--------------------|---------------------------------|
| 発行日                | 2016年12月 8 日                    |
| 新株予約権の数            | 24個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 1, 194, 000株               |
| 転換価格               | 1 株当たり1, 211円                   |
| 新株予約権の行使期間         | 2016年12月 8 日から<br>2019年12月26日まで |
| 新株予約権付社債の残高        | 1, 445, 934千円                   |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

| 地 位     | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                               |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 松本 壮志 | —                                                                                          |
| 取締役     | 上村 崇  | —                                                                                          |
| 取締役     | 江尻 隆  | ディップ株式会社 監査役<br>株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役<br>株式会社SBI貯蓄銀行 取締役<br>株式会社オービック 取締役<br>名取法律事務所 シニアパートナー |
| 取締役     | 松村 淳  | 株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役COO                                                                    |
| 取締役     | 飯野 智  | 株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業CIO<br>株式会社アドバンスト・メディア 取締役                              |
| 取締役     | 竹田 浩  | 株式会社ウィズ・パートナーズ ディレクター                                                                      |
| 常勤監査役   | 佐治 誠  | —                                                                                          |
| 監査役     | 保月 英機 | —                                                                                          |
| 監査役     | 江南 清司 | —                                                                                          |

- (注) 1. 取締役 江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏及び竹田浩氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 江尻隆氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 佐治誠氏及び江南清司氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 江南清司氏は、上場企業における経理・財務・会計業務等に関する豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 佐治誠氏及び江南清司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。
- ・取締役 松本壮志氏は、2018年3月27日開催の第13回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
  - ・監査役 佐治誠氏は、2018年3月27日開催の第13回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
  - ・取締役 渡邊敦彦氏は、2018年3月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
  - ・監査役 谷本篤彦氏は、2018年3月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分          | 人 数     | 報酬等の総額             |
|--------------|---------|--------------------|
| 取締役（うち社外取締役） | 7名（5名）  | 48,149千円（5,400千円）  |
| 監査役（うち社外監査役） | 4名（3名）  | 8,400千円（7,200千円）   |
| 合 計          | 11名（8名） | 56,549千円（12,600千円） |

- (注) 1. 当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。  
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。  
3. 取締役の報酬限度額は、2014年10月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。  
4. 監査役の報酬限度額は、2014年10月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役江尻隆氏は、ディップ株式会社の監査役、株式会社ウィズ・パートナーズの取締役、株式会社SBI貯蓄銀行の取締役、株式会社オービックの取締役、名取法律事務所のシニアパートナーであります。当社と株式会社ウィズ・パートナーズ以外の各兼職先との間に特別の関係はありません。
  - ・取締役松村淳氏は、株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役COOであります。
  - ・取締役飯野智氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ディレクター ファンド事業CIO、株式会社アドバンスト・メディアの取締役であります。当社と株式会社ウィズ・パートナーズ以外の兼職先との間に特別の関係はありません。
  - ・取締役竹田浩氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのディレクターであります。
  - ・株式会社ウィズ・パートナーズはウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、同組合は当社が発行する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を保有し、また、当社の株式を保有しております。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 江尻 隆  | 当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、適法性に関しても弁護士の見地から必要な発言を適宜行っております。                                                                                              |
| 取締役 | 松村 淳  | 当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。                                                                                             |
| 取締役 | 飯野 智  | 当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。                                                                                                |
| 取締役 | 竹田 浩  | 当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。                                                                                                |
| 監査役 | 佐治 誠  | 当事業年度開催の取締役会17回のうち12回（監査役就任後の全回）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度開催の監査役会14回のうち10回（監査役就任後の全回）に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 江南 清司 | 当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                             |

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 報酬等の額    |
|----------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 18,000千円 |
| ②当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続き・体制等について確認し、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切か検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の定める「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制」（2019年2月15日改定）の概要は以下の  
とおりであります。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員会の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び執行役員会の職務執行の監査を行う。
- ② 取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行する。
- ③ コンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門のコンプライアンスに関する課題を継続的に検討し、法令や社会規範等の遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- ④ コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ⑤ 内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等について、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る重要な情報については、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、法令及び諸規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。
- ② 取締役、監査役及び会計監査人は、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備するものとする。
- ② 取締役会は、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、損失の危機の管理に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危機の管理を行う。

- ③ 識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が行い、個別のリスクは各部門が対応し、情報セキュリティに関するリスクの対応策の検討と運用はコンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織である情報セキュリティ部会が担うものとする。
- ④ 内部監査人は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告し、コンプライアンス・リスク管理委員会にて問題点の把握と改善策の策定を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は機動的な職務の執行を目的として法令の範囲内で一部の権限を執行役員会に委譲し、取締役会は月に1回、又は必要に応じて適宜開催し、経営の重要事項の検討・決議を行い、執行役員会は週に1回、又は必要に応じて適宜開催し、取締役会から授権された範囲内で経営上の意思決定及び業務執行を推進する。
- ② 取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、取締役社長は、取締役の報酬や重要な意思決定等を諮問し、経営会議の意見を参考に取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行を行う。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。

#### **(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとする。
- ② 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、執行役員、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。



**(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力するものとする。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。
- ④ 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、周知徹底させる。

**(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役社長と定期的に又は適時に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。
- ② 監査役は、内部監査人と定期的に又は適時に情報交換を行い、相互の連携を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。また、会計監査人に会計監査の状況の説明を受ける等必要な連携を行い、監査役監査の実効性の向上を図るものとする。
- ③ 当社は、監査役が監査を実施することによって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。

**(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
- ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用にあたっては、各部門における自己点検及び内部監査人によるモニタリングを継続的に行う体制を構築する。

## **(9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況**

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求は拒絶することを基本方針とし、これを社内外に周知し、明文化する。取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合、取引を解消する。
- ② 反社会的勢力対応統括部門を定め、情報の一元管理・蓄積を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行うものとする。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備え、警察や弁護士等の専門家と協力体制を構築し、不当要求が発生した場合、これら専門機関と連携し、対応するものとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### **(1) 取締役の職務執行**

取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員会議を週1回開催し、その内容等を取締役社長の諮問機関である経営会議において適宜意見交換し、業務執行を機動的に推進しております。

内部通報制度において、内部相談窓口に加え外部相談窓口を設置し、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等に関する通報・相談を行いやすく整備いたしました。

### **(2) コンプライアンス及びリスク管理**

情報セキュリティの整備、運用の定着、継続的な改善に取り組むため、コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織として情報セキュリティ部会を設置いたしました。

# 貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
|------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                  | <b>(負 債 の 部)</b>        |                  |
| <b>流動資産</b>      | <b>3,354,959</b> | <b>流動負債</b>             | <b>1,732,091</b> |
| 現 金 及 び 預 金      | 2,892,962        | 買 掛 金                   | 7,943            |
| 受 取 手 形          | 6,613            | 1年内償還予定の新株予約権付社債        | 1,445,934        |
| 売 掛 金            | 321,848          | 未 払 金                   | 90,951           |
| 仕 掛 品            | 4,622            | 未 払 費 用                 | 89,632           |
| 前 渡 金            | 6,673            | 未 払 法 人 税 等             | 37,279           |
| 前 払 費 用          | 15,763           | 未 払 消 費 税 等             | 49,014           |
| 1年内回収予定の敷金及び保証金  | 43,970           | 前 受 金                   | 351              |
| 繰 延 税 金 資 産      | 62,388           | 預 り 金                   | 10,983           |
| そ の 他            | 280              |                         |                  |
| 貸 倒 引 当 金        | △164             | <b>負 債 合 計</b>          | <b>1,732,091</b> |
| <b>固定資産</b>      | <b>424,222</b>   |                         |                  |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>126,140</b>   | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |                  |
| 建 物              | 8,146            | <b>株主資本</b>             | <b>2,041,593</b> |
| 車 両 運 搬 具        | 4,405            | <b>資 本 金</b>            | <b>1,360,507</b> |
| 工具、器具及び備品        | 3,526            | <b>資本剰余金</b>            | <b>1,021,507</b> |
| 建 設 仮 勘 定        | 110,062          | 資 本 準 備 金               | 1,021,507        |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>5,347</b>     | <b>利益剰余金</b>            | <b>△339,910</b>  |
| ソ フ ト ウ ェ ア      | 5,347            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | △339,910         |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>292,734</b>   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △339,910         |
| 投 資 有 価 証 券      | 89,755           | <b>自己株式</b>             | <b>△510</b>      |
| 敷 金 及 び 保 証 金    | 186,910          | <b>評価・換算差額等</b>         | <b>2,646</b>     |
| 保 険 積 立 金        | 7,312            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,646            |
| 長 期 前 払 費 用      | 16               | <b>新株予約権</b>            | <b>2,850</b>     |
| 繰 延 税 金 資 産      | 8,740            | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>2,047,090</b> |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>3,779,181</b> | <b>負債・純資産合計</b>         | <b>3,779,181</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで 〕

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額     |           |
|-------------------|---------|-----------|
| 売 上 高             |         | 1,630,775 |
| 売 上 原 価           |         | 634,850   |
| 売 上 総 利 益         |         | 995,924   |
| 販売費及び一般管理費        |         | 794,793   |
| 営 業 利 益           |         | 201,131   |
| 営 業 外 収 益         |         |           |
| 受 取 利 息           | 45      |           |
| 保 険 解 約 返 戻 金     | 2,462   |           |
| そ の 他             | 325     | 2,834     |
| 営 業 外 費 用         |         |           |
| 為 替 差 損           | 1,658   |           |
| 株 式 交 付 費         | 940     |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損 | 1,926   |           |
| そ の 他             | 169     | 4,695     |
| 経 常 利 益           |         | 199,270   |
| 特 別 利 益           |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益   | 1,440   | 1,440     |
| 特 別 損 失           |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 1       | 1         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   |         | 200,708   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 24,904  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額     | △72,296 | △47,391   |
| 当 期 純 利 益         |         | 248,100   |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

〔 2018年1月1日から  
2018年12月31日まで 〕

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |                                 |              |      |             |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|---------------------------------|--------------|------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                       |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
| 当 期 首 残 高               | 883,544   | 544,544   | 544,544      | △588,011                        | △588,011     | —    | 840,078     |
| 当 期 変 動 額               |           |           |              |                                 |              |      |             |
| 新 株 の 発 行               | 199,880   | 199,880   | 199,880      |                                 |              |      | 399,760     |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 277,082   | 277,082   | 277,082      |                                 |              |      | 554,165     |
| 当 期 純 利 益               |           |           |              | 248,100                         | 248,100      |      | 248,100     |
| 自己株式の取得                 |           |           |              |                                 |              | △510 | △510        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |              |                                 |              |      |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 476,962   | 476,962   | 476,962      | 248,100                         | 248,100      | △510 | 1,201,515   |
| 当 期 末 残 高               | 1,360,507 | 1,021,507 | 1,021,507    | △339,910                        | △339,910     | △510 | 2,041,593   |

|                         | 評価・換算差額等         |                 | 新株予約権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|------------------|-----------------|-------|--------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合 計 |       |              |
| 当 期 首 残 高               | 1,467            | 1,467           | 2,040 | 843,585      |
| 当 期 変 動 額               |                  |                 |       |              |
| 新 株 の 発 行               |                  |                 |       | 399,760      |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                  |                 |       | 554,165      |
| 当 期 純 利 益               |                  |                 |       | 248,100      |
| 自己株式の取得                 |                  |                 |       | △510         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,179            | 1,179           | 810   | 1,989        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,179            | 1,179           | 810   | 1,203,505    |
| 当 期 末 残 高               | 2,646            | 2,646           | 2,850 | 2,047,090    |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアにかかる売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

その他のソフトウェア制作

工事完成基準

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）を2018年4月1日以降適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取り扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険解約返戻金」は金額的重要性が増したため、当事業年度は独立掲記しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 21,223千円

5. 損益計算書に関する注記

一般管理費に含まれる研究開発費 27,629千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,585,250株 | 673,250株   | 一株         | 3,258,500株 |

(注) 当事業年度における増加株式数の内訳は次のとおりであります。

|               |          |
|---------------|----------|
| 第三者割当増資による増加  | 165,800株 |
| 新株予約権の行使による増加 | 507,450株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 一株         | 60株        | 一株         | 60株       |

(注) 当事業年度における増加株式数の内訳は次のとおりであります。

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 単元未満株式の買取りによる増加 | 60株 |
|-----------------|-----|

### (3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳            | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 |
|---------------------|------------------|-----------------|
| 第13回新株予約権           | 普通株式             | 50,000株         |
| 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 | 普通株式             | 1,194,000株      |
| 合 計                 |                  | 1,244,000株      |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 繰越欠損金        | 113,906 千円 |
| 減損損失         | 30,629     |
| 投資有価証券評価損    | 15,922     |
| 減価償却超過額      | 7,826      |
| 未払事業税        | 4,640      |
| 未払賞与         | 2,875      |
| その他          | 4,335      |
| 繰延税金資産小計     | 180,137    |
| 評価性引当額       | △107,840   |
| 繰延税金資産合計     | 72,296     |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △1,168     |
| 繰延税金負債合計     | △1,168     |
| 繰延税金資産の純額    | 71,128     |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、安全性の高い金融資産によるものとし、また、資金調達については主に金融機関からの借入や社債発行によるものとする方針であります。なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的にモニタリングすることにより、当該リスクを管理しております。

投資有価証券は、時価を把握することが極めて困難であり、減損のリスクに晒されております。当社は定期的に発行体の業績や財務状況の報告を受け、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっております。これらは流動性リスクに晒されておりますが、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

新株予約権付社債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金計画を作成することで、想定される必要な手元資金を保持することにより、当該リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                           | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円)   | 差額<br>(千円)   |
|---------------------------|----------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金及び預金                | 2, 892, 962          | 2, 892, 962  | —            |
| (2) 受取手形                  | 6, 613               | 6, 613       | —            |
| (3) 売掛金                   | 321, 848             | 321, 848     | —            |
| 貸倒引当金（※ 1）                | △164                 | △164         | —            |
|                           | 328, 298             | 328, 298     | —            |
| (4) 敷金及び保証金（※ 2）          | 230, 880             | 172, 138     | △58, 742     |
| 資産計                       | 3, 452, 141          | 3, 393, 398  | △58, 742     |
| (1) 買掛金                   | 7, 943               | 7, 943       | —            |
| (2) 未払金                   | 90, 951              | 90, 951      | —            |
| (3) 1 年内償還予定の<br>新株予約権付社債 | 1, 445, 934          | 14, 566, 800 | 13, 120, 866 |
| 負債計                       | 1, 544, 829          | 14, 665, 695 | 13, 120, 866 |

(※ 1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※ 2) 敷金及び保証金には 1 年内回収予定の敷金及び保証金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収見込額を残存契約期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1 年内償還予定の新株予約権付社債

1 年内償還予定の新株予約権付社債の時価については、独立した第三者より入手した理論価格等を使用し合理的に時価を算定しております。

## ２．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 2,892,962    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形    | 6,613        | —                   | —                    | —            |
| 売掛金     | 321,848      | —                   | —                    | —            |
| 敷金及び保証金 | 43,970       | —                   | —                    | —            |
| 合計      | 3,265,395    | —                   | —                    | —            |

敷金及び保証金については、返還予定日を明確に把握できるものを記載しており、返還期日を明確に把握できないもの(186,910千円)については、償還予定額に含めておりません。

## ３．新株予約権付社債の決算日後の返済予定額

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 新株予約権付社債 | 1,445,934    | —                   | —                    | —            |
| 合計       | 1,445,934    | —                   | —                    | —            |

## ４．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分            | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|---------------|------------------|
| 非上場株式         | 0                |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 89,755           |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

| 種 類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏 名                         | 所在地        | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割 合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容           | 取引金額<br>(千円) | 科 目                  | 期末残高<br>(千円) |
|------|---------------------------------------------|------------|----------------------|---------------|-------------------------|---------------|-----------------|--------------|----------------------|--------------|
| 主要株主 | ウィズ・アジア・<br>エボリューション・<br>ファンド投資事業<br>有限責任組合 | 東京都<br>港 区 | 12,800,000           | 投資業           | 被所有直接<br>20.0%          | 出 資           | 新株予約権付<br>社債の転換 | 542,225      | 1年内償還予定の<br>新株予約権付社債 | 1,445,934    |
| 役 員  | 上村 崇                                        | —          | —                    | 当社取締役         | 被所有直接<br>6.8%           | —             | 新株予約権の行使        | 11,940       | —                    | —            |

- (注) 1. 新株予約権付社債の転換は、2016年11月21日取締役会決議に基づき付与された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換であり、行使価格は1株当たり1,211円であります。
2. 当社取締役 江尻隆氏及び松村淳氏が取締役を務め、当社取締役 飯野智氏及び竹田浩氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。
3. 新株予約権の行使は、2012年4月13日取締役会決議に基づき付与された第9回新株予約権及び2013年12月17日取締役会決議に基づき付与された第12回新株予約権の行使であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |     |            |         |
|-----|------------|---------|
| (1) | 1株当たり純資産額  | 627円37銭 |
| (2) | 1株当たり当期純利益 | 88円33銭  |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年2月14日

株式会社 A L B E R T  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 俵 洋 志   | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 経 塚 義 也 | 印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ALBERTの2018年1月1日から2018年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月20日

株式会社ALBERT 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐治 誠 印

監査役 保月 英機 印

監査役（社外監査役） 江南 清司 印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 単元未満株式を所有する株主の利便性向上のため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度導入をいたしたく、変更案第9条（単元未満株式の買増請求）を新設するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な開催のため、取締役及び監査役の全員が同意した場合には取締役会の招集手続を省略することができるよう現行定款第23条（取締役会の招集通知）の一部を変更するものであります。また、監査役会の機動的な開催のため、監査役の全員が同意した場合には監査役会の招集手続を省略することができるよう現行定款第36条（監査役会の招集通知）の一部を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となっております。ついては、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できることを目的として、現行定款第30条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）及び第46条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、これに伴い新設条文の一部と内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第48条（期末配当金）及び第49条（中間配当金）を削除するものであります。
- (5) 上記の各変更に伴う所要の変更、その他、規定の削除及び表現の修正等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。



## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                   | 変 更 案                                                                                                                    |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第3条 (条文省略)                            | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                                                          |
| (新設)                                      | (機関)                                                                                                                     |
|                                           | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                                                                                           |
|                                           | (1)取締役会                                                                                                                  |
|                                           | (2)監査役                                                                                                                   |
|                                           | (3)監査役会                                                                                                                  |
|                                           | (4)会計監査人                                                                                                                 |
| 第4条～第5条 (条文省略)                            | 第5条～第6条 (現行どおり)                                                                                                          |
| (自己株式の取得)                                 | (削除)                                                                                                                     |
| 第6条 当社は、取締役会議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。 |                                                                                                                          |
| 第7条 (条文省略)                                | 第7条 (現行どおり)                                                                                                              |
| (単元未満株主の権利制限)                             | (単元未満株主の権利制限)                                                                                                            |
| 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 | 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。                                                                                |
| (1)～(3) (条文省略)                            | (1)～(3) (現行どおり)                                                                                                          |
| (新設)                                      | (4)次条に定める請求をする権利                                                                                                         |
| (新設)                                      | (単元未満株式の買増請求)                                                                                                            |
|                                           | 第9条 当社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる当社の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当会社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は<u>3名以上7名以内とする。</u></p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> | <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/> 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/> 第22条 取締役会は、法令に別段の定め<u>のある</u>場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会において定めた</u>順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>                    |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                                 | <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる、または取締役および監査役の<u>全員の同意を得て招集手続を経ないで</u>取締役会を開くことができる。</p>         |
| <p>第24条 (条文省略)</p>                                                                                                                                   | <p>第24条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                             |
| <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第25条 当社は取締役の全員が<u>取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは</u>、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>            | <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第25条 当社は、<u>取締役会の決議の目的事項について、当該事項の決議に加わることのできる</u>取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> |
| <p>第26条～第29条 (条文省略)</p>                                                                                                                              | <p>第26条～第29条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |
| <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>第33条～第35条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>第32条～第34条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができ、<u>または監査役の全員の同意を得て招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>                                                                                                                                                                                     |
| <p>第37条～第40条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>第36条～第39条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)<br/> 第41条 (条文省略)<br/> 2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)<br/> 第40条 (現行どおり)<br/> 2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |
| <p>(会計監査人の設置)<br/> 第42条 当会社は会計監査人を置く。</p>                                                                                                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                            |
| <p>(会計監査人の選任)<br/> 第43条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                      | <p>(会計監査人の選任)<br/> 第41条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(会計監査人の任期)<br/> 第44条 (条文省略)<br/> 2. (条文省略)</p>                                                                                                                                       | <p>(会計監査人の任期)<br/> 第42条 (現行どおり)<br/> 2 (現行どおり)</p>                                                                                                                                     |
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/> 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                            |
| <p>第46条～第47条 (条文省略)<br/> <br/> (新設)</p>                                                                                                                                                 | <p>第43条～第44条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                         | <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/> 第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議によって定めることができる。</p>                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                         | (剰余金の配当の基準日)                                                                                                     |
|                                                                                                                              | <p>第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</p> |
| (期末配当金)                                                                                                                      | (削除)                                                                                                             |
| <p>第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「<u>期末配当金</u>という」)を支払う。</p>               |                                                                                                                  |
| (中間配当金)                                                                                                                      | (削除)                                                                                                             |
| <p>第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</p> |                                                                                                                  |
| (期末配当金の除斥期間)                                                                                                                 | (配当の除斥期間)                                                                                                        |
| <p>第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>                   | <p>第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p>                |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりです。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位、及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | まつもと たけし<br>松本 壮志<br>(1980年6月17日) | 2003年4月 株式会社ワールドインテック<br>2004年4月 同社福岡営業所所長兼FC事業本部西日本事業統括部課長<br>2005年1月 同社FC事業本部事業統括室長<br>2006年4月 同社FC統括部門事業企画室長<br>2008年12月 株式会社システムリサーチ 経営企画担当執行役員<br>2009年7月 同社取締役経営企画本部長<br>2010年11月 同社代表取締役社長<br>2012年6月 株式会社デジタルハーツ 経営戦略室長<br>2013年10月 株式会社ハーツユナイテッドグループ 取締役<br>2014年7月 同社取締役COO<br>2017年8月 当社代表執行役員<br>2018年3月 当社代表取締役社長<br>2019年1月 当社代表取締役社長兼CEO(現任)                                                                                                                                           | － 株                |
| 2         | えじり たかし<br>江尻 隆<br>(1942年5月16日)   | 1969年4月 弁護士登録<br>1977年11月 梶田江尻法律事務所(現 弁護士法人西村あさひ法律事務所)パートナー<br>1986年9月 日本弁護士連合会国際交流委員会 副委員長<br>1998年11月 株式会社有線ブロードバンドネットワークス(現 株式会社USEN)監査役<br>2003年6月 株式会社あおぞら銀行 監査役<br>2004年6月 安藤建設株式会社(現 株式会社安藤・間) 監査役<br>2006年6月 カゴメ株式会社 監査役<br>2010年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 監査役<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 監査役<br>ディップ株式会社 監査役(現任)<br>2012年8月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員<br>2015年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役(現任)<br>2016年3月 株式会社SBI貯蓄銀行 取締役(現任)<br>2017年3月 当社取締役(現任)<br>2017年6月 株式会社オービック 取締役(現任)<br>2017年8月 名取法律事務所 シニアパートナー(現任) | － 株                |



| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位、及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | まつむら あつし<br>松村 淳<br>(1962年1月24日) | 1986年4月 野村證券株式会社<br>2008年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ 代表取締役<br>2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役<br>C00(現任)<br>2012年3月 ナノキャリア株式会社 取締役<br>2017年3月 当社取締役(現任)                                                                                        | － 株                |
| 4         | いいの さとる<br>飯野 智<br>(1965年7月9日)   | 1989年4月 株式会社日立製作所<br>2000年3月 CSKベンチャーキャピタル株式会社<br>2004年2月 同社取締役<br>2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ 執行役員<br>2013年4月 同社投資運用部長<br>2013年6月 株式会社アドバンスト・メディア 取締役(現任)<br>2015年3月 株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業CIO(現任)<br>2017年3月 当社取締役(現任)     | － 株                |
| 5         | ただだ ひろし<br>竹田 浩<br>(1977年7月3日)   | 2000年4月 タキヒヨー株式会社<br>2007年8月 レッドホース株式会社<br>2007年10月 アジアンエイト株式会社 代表執行役員CEO<br>2009年9月 RHトラベラー株式会社 代表取締役社長<br>2011年2月 みらいコンサルティング株式会社<br>2015年1月 REANDA INTERNATIONAL LLKG出向<br>2016年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ ディレクター(現任)<br>2017年3月 当社取締役(現任) | － 株                |

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本社志氏は、自らが無限責任組員を務める投資事業有限責任組合を通じて当社普通株式302,600株を保有しております。
3. 江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏、竹田浩氏は社外取締役候補者であります。
4. 江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏、竹田浩氏を社外取締役候補者とした理由について
- ・ 江尻隆氏は、法律専門家としての金融市場及び上場企業におけるコンプライアンス・ガバナンスに関しての有数の経験と実績を当社の内部管理体制に反映することで、当社の経営及び企業価値の向上に資することを期待して、社外取締役候補者いたしました。
  - ・ 松村淳氏は、戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を、当社の経営に反映することを期待して、社外取締役候補者いたしました。
  - ・ 飯野智氏は、IT・ヘルスケア等の数々のテクノロジーベンチャーを開発・育成してきた豊富な経験及び見識を、当社の事業開発やアライアンス開発に資することを期待して、社外取締役候補者いたしました。
  - ・ 竹田浩氏は、事業計画の策定・管理、人事組織戦略等の効率的な組織運営の実績を当社の経営に反映することを期待して、社外取締役候補者いたしました。
5. 江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏、竹田浩氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって全員2年となります。
6. 江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏、竹田浩氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズはウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組員であります。2018年12月31日時点において同組合が保有する当社の株式数は651,500株、同組合が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は1,194,000株であります。

7. 当社は、江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏、竹田浩氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏、竹田浩氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役保月英機氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

なお、大澤玄氏は保月英機氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了すべき時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| おおさわ はるか<br>大澤 玄<br>(1979年10月14日) | 2005年10月 弁護士登録<br>2005年10月 森・濱田松本法律事務所<br>2010年2月 伊藤忠商事株式会社<br>2016年6月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 法務統括部長<br>2019年1月 三浦法律事務所 パートナー(現任) | － 株                |

- (注) 1. 上記監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 上記監査役候補者は、社外監査役候補者であります。  
3. 大澤玄氏を社外監査役候補者とした理由について  
・大澤玄氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験を有しており、特に法務面や内部統制整備に関する助言・提言が期待できると判断し、社外監査役候補者といたしました。  
4. 当社は上記監査役候補者の選任が承認された場合、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

### 第4号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

自己株式取得等の株主還元策を実現できる状態を確立するとともに、資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

## 2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

### ① 減少すべき資本金の額及び資本準備金の額

資本金1,360,507,590円のうち1,060,507,590円を減少し、300,000,000円とします。

資本準備金1,021,507,590円のうち721,507,590円を減少し、300,000,000円とします。

ただし、当社が発行している新株予約権が、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該減少後の資本金の額及び資本準備金の額は変動する可能性があります。

### ② 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額的全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

### ③ 資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日

2019年3月28日（木曜日）を予定しております。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年10月15日開催の当社臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記の通り付与するための報酬を支給することとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の当社の取締役の報酬等の額とは別枠で、新たに譲渡制限付株式を付与するための報酬として支給する金銭債権の総額を下記の通り設定いたしましたことと存じます。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役4名）となります。

## 1. 譲渡制限付株式に係る報酬枠

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえて相当と考えられる金額として、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、新たに、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたします。

また、当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、本議案の範囲内で金銭債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数5,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）は、以下の内容を含むものといたします。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、本割当契約により、割当てを受けた日より1年間から5年間までの間で当社取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

## (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

## (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

## (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式に関する制度を、当社の執行役員及び従業員についても導入する予定です。

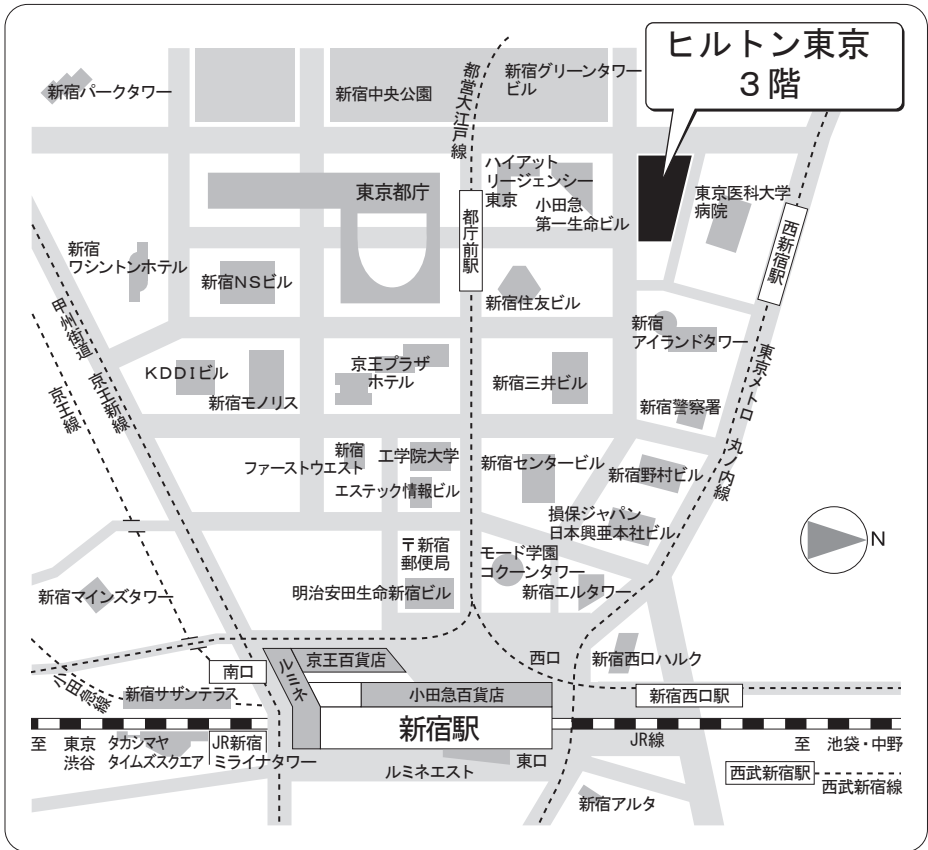
以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 2 号  
ヒルトン東京 3 階



### <会場までのご案内>

#### 【交通】

- ・ JR・小田急線・京王線「新宿」駅西口 徒歩10分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅C8出口 徒歩2分
- ・ 都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅A7出口 徒歩3分
- ・ 西武新宿線「西武新宿」駅出口 徒歩約10分